

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（保育士）採用試験募集案内

◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 電話(0859)38-2155 FAX(0859)38-2156  
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>随時募集しています。</b> ◎ 持参、郵送で申込みができます。 ◎ 持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:15は2階事務部で受け付けます。
試験日時	<b>人物試験を随時実施します。</b> ◎ 試験日はご相談の上、日程調整して実施します。電話連絡しますので、受験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。
試験会場	鳥取県立総合療育センター 2階 第2会議室(米子市上福原七丁目13-3)
試験結果発表日	試験日の翌日から3営業日以内

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
保育士	1名	病棟利用の乳幼児及び学童の保育 (ア)食事中(経管栄養)及び午睡中等の見守り (イ)入浴、おむつ交換、着替え、食事・身体衛生等の生活介助 (ウ)遊び、散歩、絵本の読み聞かせ (エ)病棟の環境整備、その他保育業務等	総合療育センター

## 3 受験資格

(1)年齢、性別を問いません。

(2)必要な資格、免許等

児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人

(3)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により、地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した人

・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(4)日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験(20分)

## 5 任用期間

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日(予定) ※試験日程によっては令和8年4月1日以降の採用となる場合があります。
------	--

## 6 勤務条件(予定)

給 与	○報酬 日額 10,860円～13,670円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ○期末勤勉手当(任用期間が6月以上で基準日(6月1日、12月1日)に在職する場合) 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月 (6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分) 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和8年4月1日採用の場合 6月期:100分の30 12月期:100分の100)  ○費用弁償(通勤手当) ・ 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・ 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり、150,000円を限度額として支給します。 ・ 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円～42,985円までの範囲内で支給します。 ※採用日が月の中途の場合、初月分は支給されません。 ※敷地内に職員用有料駐車場あり (駐車料金:月額2,880円)
福 利	地方公務員共済(健康保険)、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険対象 院内保育園あり ※加入条件を満たす場合に限ります。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日(1日7時間45分) 【主な勤務時間】午前9時から午後5時45分まで(休憩は60分) そのほか、下記の勤務をお願いする場合があります。 ①午前7時から午後3時45分まで ②午後0時30分から午後9時15分まで(いずれも休憩60分) ※勤務日は1か月の勤務表で定めます。 ※土・日・祝日・年末年始にも勤務があります。
任 用 の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	下記の書類を提出期限までに郵送・ご持参ください。 (1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2)資格者証の写し 1部 (3)作文 テーマ「障がいのある方の保育活動にあたって大切なこと」 ※面接の参考としますので、申込書と一緒に事前に提出してください。
申込先	◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆ 〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター2階事務部
受験票の交付	受験票は交付しません。人物試験日・時間は、前日までに電話でお伝えします。 試験開始10分前までに、2階事務部前において下さい。
注意事項	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員(保育士)受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わ ず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。

※ 配慮が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、申込時にお知らせください。

## 8 採用予定者の決定方法

人物試験の得点の高い順に、採用予定者を決定します。

ただし、採点項目の得点が一定の基準に満たない場合は、得点に関わらず不合格とします。

また、保育士の採用に当たっては、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用し、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

## 9 試験結果の発表

受験者全員に合否を文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の結果、合計得点、順位	試験結果発表日から 1月間	鳥取県立総合療育センター 2階事務部

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(12cm×23cm)〕を持参してください。

## 11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始10分前までに2階事務部前に集合してください。(遅刻者は原則受験できません。)
- 総合療育センター敷地内は全面禁煙です。
- 感染症予防のため、マスクを着用の上、お越しください。
- 総合療育センターについては、ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

## 13 受験会場案内図

